

## 「中立性ルール」※に関する関係者への教育及び結果について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力安全・防災研究所  
戦略推進部

## 1. はじめに

原子力安全・防災研究所（以下「当研究所」という。）が実施する規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業（以下「当該事業」という。）については、平成 26 年度から、自主的に中立性・透明性確保のためのルール（以下「本ルール」という。）を定めている。本ルールの最新版は、令和 6 年 11 月 1 日に改正した版である。

当研究所において当該事業を遂行するに当たり、本ルールを遵守するため、毎年、関係者への本ルールの周知徹底を図ってきた。令和 3 年度からは、本ルールを教育用にテキスト化して教育を実施している。最新版に対する教育は、令和 7 年 12 月に、当該受託事業に係る職員等全員に対して、教育用テキストを準備して実施した。

本資料は、その教育の実施状況、教育実施後にアンケートにより確認した理解度及び使用した教育用テキストをまとめたものである。

## 2. 教育用テキストについて

本ルールに記載されている内容をまとめた教育用テキストを別添 1 に示す。本テキストには、本ルールの本文で記載されている内容や関連する事例の紹介を記載するとともに、参考資料として、想定される Q & A をまとめている。

なお、昨年度のアンケートの意見を踏まえ、図による説明や具体的な事例等を追記し、理解向上を図るための改善を行った。

## 3. 教育の実施状況及び教育後の理解度について

本ルールに対する教育については、担当理事、経営企画部長等を加えた職員等全員（365 名）に対して、教育用テキストを用いて実施を依頼し、実施後にアンケートを回収することで、教育の実施状況及び理解度を確認した。令和 8 年 1 月に取りまとめたアンケート内容の確認結果からは、ほぼ全員が理解できていることを確認した。なお、アンケートには自由記述欄を設けてあり、その欄への意見・コメント等の記載内容については、その意見等への対応も含めて別添 2 に取りまとめた。

#### 4. まとめ

令和6年11月1月付で改正したルール最新版に関して、関係者全員に対する教育を完了した。本教育の実施により、本ルールへの理解度が確認できたことで、当該事業への中立性・透明性確保を前提とした取組が実施できていると考えられる。

以上

※:「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について－中立性・透明性の確保について－」